五　区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人が当該申請に係るマンションの管理を行う場合にあっては、区分所有法第四十九条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により理事を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証する書類）

六　監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証する書類）

七　（略）

八　当該申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の十一第三号において「区分所有者名簿」という。）及び当該申請に係るマンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確認することができる書類

九　（略）

十　当該申請に係るマンションの防災に関する方針を記載した書類

十一　その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類

2　法第五条の十五第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の二による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる書類を添える場合は、第一号から第三号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

一　長期修繕計画の案

二　規約の案（規約を既に定めている場合にあっては、当該規約の写し）

三　当該申請に係るマンションの防災に関する方針を記載した書類

四　その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類

（管理計画の記載事項）

第一条の九　法第五条の十五第三項第五号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

（管理の方法の基準）

第一条の十　法第五条の十六第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画又はその案が作成され、これに基づいてマンションの修繕その他の管理が行われることとする。

一　法第五条の十五第一項又は第二項の規定による認定の申請の日（次号において「申請日」という。）以前五年以内に作成され、又は変更されたものであること。

二・三　（略）

（管理組合の運営の状況の基準）

第一条の十一　法第五条の十六第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

五　区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人が申請に係るマンションの管理を行う場合にあっては、区分所有法第四十九条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により理事を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証する書類）

六　監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下この号、第一条の十一第一号並びに第一条の十五第三号及び第四号において同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類）

七　（略）

八　申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の十一第三号において「区分所有者名簿」という。）及び申請に係るマンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確認することができる書類

九　（略）

（新設）

（新設）

2　前項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類を添える場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（管理計画の記載事項）

第一条の九　法第五条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

（管理の方法の基準）

第一条の十　法第五条の十四第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画が作成され、これに基づいてマンションの修繕その他の管理が行われることとする。

一　申請日以前七年以内に作成され、又は変更されたものであること。

二・三　（略）

（管理組合の運営の状況の基準）

第一条の十一　法第五条の十四第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三　（略）